

放送法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第90号）概要

（1）放送番組の見逃し配信を行う期間の規定

- ✓ 放送番組の見逃し配信を行う期間について、放送の日から一週間と規定

（必要的配信を行う放送番組の放送の日からの期間）

第十条の二 法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組の放送を終了した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該時刻までの間とする。

（2）試行的受信における品質制限措置の規定

- ✓ 配信する放送番組等の影像に試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報の表示（メッセージ表示）等
- ✓ 公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報（例：災害関連情報）については必要最小限度の措置によることが可能

（配信の品質制限措置）

第十四条の二 法第二十条の三第十項の総務省令で定める措置は、次のいずれかとする。

- 一 試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報（法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置
 - 二 前号に定める措置に類するものであつて、試行的受信措置を講じた放送番組又は番組関連情報であることが分かる情報を利用者が確実に閲覧することを確保するための措置
- 2 協会は、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組及び番組関連情報については、前項各号に掲げる措置に代えて、利用者が当該放送番組及び当該番組関連情報について、試行的受信措置を講じたものであることが分かるために必要な最小限度の措置によることができる。

（3）番組関連情報配信業務に係る業務規程の記載事項等の規定

（4）受信契約の条項に定める事項※の追加

※ 特定必要的配信の受信について、他の者に視聴させ、又は閲覧させることを目的としているか否かに係る基準

（5）必要的配信業務に係る経理において明らかにする事項等の規定

（6）その他の規定の整備（法改正に伴う引用条項や用語の整理等）